

「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の  
不公正な取引方法（案）」に関する公聴会  
報告書

令和 8 年 6 月 1 7 日

## 目次

1.	案件の内容.....	2
2.	公聴会期日及び場所.....	2
3.	公聴会において意見を述べた者及び意見要旨（敬称略、公述順）.....	2
4.	公聴会出席者.....	6

## 1. 案件の内容

公正取引委員会では、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応などの「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、令和7年7月以降、「企業取引研究会」（座長：神田秀樹 東京大学名誉教授）を開催し、議論を重ねてきた。

企業取引研究会における議論を踏まえて、前記課題に対応するため、公正取引委員会は、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案を作成し、同案について、独占禁止法第71条の規定に基づき公聴会を実施した。

## 2. 公聴会期日及び場所

### ・期日

令和8年4月14日（火）15時30分

### ・場所

東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー11階 1101会議室

※ウェブ会議によるオンライン開催と併用

## 3. 公聴会において意見を述べた者及び意見要旨（敬称略、公述順）

○公述人（全国中小企業団体中央会常務理事） 及川 勝

- ・ 本告示案には賛成。
- ・ サプライチェーン全体の支払サイトの短縮化が実現されれば、資金の効率化が図られ、我が国全体の産業の強化につながると考える。
- ・ 取適法は、一定の規模に係る要件を満たす事業者間の不当な取引行為を禁止しているものの、規模の要件を満たさない事業者間にあっても、支払の繰延べによる負担を押し付けやすい状況がみられる。本告示案は、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後もなお支払わないことを禁止するものであって、適切であると考えている。
- ・ 手形払は支払を繰り延べる効果を持つために、取適法第5条第1項第2号により手形を交付することが禁止され、手形による代金の支払は禁止されたことが明確に分

かる。他方で告示案の方は、同様な分かりやすい明文も規定する必要があると考えている。

- ・ 取引の現場が混乱することのないよう、広報する際には是非御配慮いただきたい。

○公述人（日本労働組合総連合会次長） 酒井 伸広

- ・ この告示案に対して賛成の立場で意見を申し上げたい。
- ・ 企業取引研究会での取りまとめを受けて速やかに取適法が施行されたということは、適切な価格転嫁、取引の適正化に大きく寄与するものであり、感謝を申し上げる。
- ・ 取適法の範囲に含まれていない取引も含めて商慣習の改善、これを進めていかなければ、取引の適正化は浸透していかないし、サプライチェーンの川上から順番に全体で進めていく必要があると考える。
- ・ 今回の支払サイトの短縮化に取り組む事業者に対しては、低金利の融資などの資金繰り負担の軽減策、これを講じることなども検討してはいかがか。今般の取適法の施行を足掛かりとして、どの取引先とも適正に取引をしなければならないということを、社会全体に周知、浸透させた上でサプライチェーン全体に取組を広げていく、これが大事ではないか。
- ・ そのためには、中小企業庁が実施をしている価格交渉促進月間のフォローアップ調査、それから公正取引委員会が実施をしている特別調査の結果など、これを活用することによって、取適法が施行されたことによる発注者・受注者への波及状況などの効果測定、評価を進めるとともに、その結果を公表してサプライチェーン全体の取引の適正化、これにつなげていく取組が必要ではないか。

○公述人（日本自動車工業会調達部会長） 本間 圭祐

- ・ 本告示案については私どもとして賛成。
- ・ 日本自動車工業会では、日本自動車部品工業会とも連携して、厳しい社会経済情勢下にあっても適正取引の継続的な推進が自動車産業の競争力強化に不可欠であるとの認識を改めて共有し、メッセージの発信や取引適正化の推進、また自主行動計画・徹底プランの改訂などを進めてきた。これらは、政府からの要請や取適法の対応に加えて、自動車業界として自らが持続的な発展を実現していくための取組でも

あり、自工会、部工会の会員企業が率先して適切な取引を推進するという一方で、結果として業界全体の競争力向上につながると考えている。その上で、本告示案に関連して、サステナブルな運用が各企業の生産性向上につながるという考えの中で、実務オペレーションを円滑に運用する観点で意見を述べたい。

- ・ 「正当な理由がある場合」という文言に関して、告示案の最後の行に、当該金額を当該期間内に支払わないことについて正当な理由がある場合は、この限りではないというところがあるが、自工会としては、実効面においてこの部分の具体化、事例が大切だと考えている。例えば、受託事業者が販売価格を受託事業者の見積遅れ、又は受託事業者の意思による価格提案の延期などがある。価格提案の延期については、例えば同一製品で複数回にわたり、それぞれのタイミングで価格変更の必要性が確定している場合や、価格を算出し、登録をまとめたタイミングで効率的に行いたい営業部の要望、こういったことが考えられる。
- ・ 支払が納入後60日以内に間に合わないことを互いに認識した上で、価格決定に関するルールが十分な協議の上に合意されている場合も、正当な理由になるのではと考えている。例えば、受託事業者が製造を海外の業者に委託しており、納入時の為替影響を反映させる運用などが考えられる。また、これらに関する取決めは発注単位の都度ではなく、会社間での事前合意取り交わしがあれば両者間の全取引の前提として適用される運用、こういったこともあるのではと考えている。自動車の量産取引において発注は毎月又は品番単位で行われており、一つ一つの発注行為においての対応は、自工会各社のみならず受託事業者にとっても、かなり煩雑なものとなるからである。
- ・ 「取引上の地位」の文言について、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められるものは除くという記載があるが、こちらも具体的な地位が劣っていない事例の追加などを要望できればと考えている。

○公述人（日本自動車部品工業会サプライチェーン部会部会長） 渡辺 修自

- ・ 当会としては、自主行動計画、フォローアップ調査、あるいは会員企業へのヒアリング等々で、取適法対象外の企業に様々な面で価格転嫁の負担が生じている傾向があり、60日以内の支払等々に関して取適法以外の取引においても対象を広げていた

だきたいということ、これまでも要望してきた。今回、取適法以外の取引においても60日以内での支払が義務付けられるということについて、サプライチェーン全体で資金が流れることにつながると思われるため、今回の改正の方向性について賛同したい。それにより得られる資金を更に先のティアまで流し、サプライチェーン全体の競争力強化につなげてまいりたいと考えている。

- ・ 一方、中堅中小企業を中心に手元資金に余裕がないといったケースも想定されるため、今回の施策で資金繰りが厳しくなるといったことも想定される。
- ・ 金融資金面での支援、あるいは、中堅中小企業に対しては段階的に実施いただくなど、変化の影響に対する緩和の措置を講じていただきたいと考えている。
- ・ 優越的地位の定義の明確化や、売手の優越的地位に対する規制、電子記録債権の扱い等々を具体的にしていだかないと、各企業が対応する中で支障が出るのではないかと懸念がある項目があるため、この辺りに対しては明確にしていだく必要があると考える。

○公述人（東北大学大学院法学研究科教授） 伊永 大輔

- ・ 本特殊指定は、優越的地位にある者が行う製造委託等について代金を60日以内に支払うことを、原則として義務付けるものと理解している。その遵守すべき内容は明確であり、遵守も容易であることから、是非積極的に推進していくべきである。公正取引委員会が特殊指定という形で推進する政策のため、関係業界の事業者の意見をよく聞いて運用していただきたい。
- ・ 一方、本特殊指定には、その目的を果たすために幾つか改善点があるように見受けられる。
- ・ 第1に、約束手形や電子記録債権を利用して支払う場合には、期日をもっと後に設定しておけば、実質的には代金を60日以内に支払わずに済ませることができるという点である。取適法では、こうした義務の回避ができないように法的な手当がされていることと同様、本特殊指定でも、手形や電子記録債権によって60日以内の支払を回避する行為を禁止すべきではないかと考える。そうでないと法的に義務の回避を認めることになりかねないし、本特殊指定の法目的を十分に達成することは難しいと考えているからである。

- ・ 第2に、義務の回避という点は、正当化事由についても懸念が残っているのではないか。正当化理由の内容は、運用基準すなわちガイドラインでその解釈が示されているところ、先ほど公述人から、例示を追加して具体化すべきとの傾聴すべき御意見もあったが、そもそも本特殊指定の条文には正当な理由がどこまで認められるか何ら限定なく、司法の場で争われることになれば、ガイドラインの記載内容よりも解釈が広がる可能性があると考え。優越的地位にある者が既に給付を受けている以上、60日以内に代金が支払われない理由というのは広く認めるべきではなく、そのことが分かるような例示を条文上明記して解釈の幅を限定すべきではないか。例えば、「受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合、その他正当な理由がある場合は」などと、条文上、書くことが考えられる。
- ・ 本特殊指定に賛同し的確に運用していただきたい旨とともに、これらの条文修正についても御検討いただき、義務内容の明確化に配慮すべきと考える。

#### 4. 公聴会出席者

公述人（敬称略、五十音順）

- (1) 全国中小企業団体中央会常務理事 及川 勝
- (2) 東北大学大学院法学研究科教授 伊永 大輔
- (3) 日本労働組合総連合会次長 酒井 伸広
- (4) 日本自動車工業会調達部会長 本間 圭祐
- (5) 日本自動車部品工業会サプライチェーン部会部会長 渡辺 修自

公正取引委員会

- (1) 委員 吉田 安志
- (2) 企業取引課長 柴山 豊樹